

山梨県公報

号外第二十六号

令和六年

七月二十二日

月 曜 日

目次

条 例

- やまなし人材定着奨学金返還支援基金条例……………三
- 山梨県物流基盤の強化に関する条例……………三
- 山梨県職員の定年等に関する条例及び山梨県県費負担教職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例……………四
- 山梨県安心こども基金条例の一部を改正する条例……………五
- 山梨県県税条例及び合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例……………五
- 山梨県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例……………八
- 山梨県認定こども園の認定に係る要件を定める条例等の一部を改正する条例……………九
- 山梨県旅館業法施行条例及び山梨県公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例……………九
- 山梨県営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例……………一〇
- 山梨県ゴルフ場等造成事業の適正化に関する条例の一部を改正する条例……………一一
- 山梨県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例……………一一
- 山梨県学校職員給与条例の一部を改正する条例……………一一

条例のあらまし

- **やまなし人材定着奨学金返還支援基金条例** (条例第四十一号) (労政人材育成課)
 - 1 若者の県内における就業を促進し、県内への定着を図ることにより、本県の産業を担う人材を継続的かつ安定的に確保するとともに、人口減少危機対策の一層の充実に図るため、やまなし人材定着奨学金返還支援基金(以下「基金」という。)を設置することとした。
 - 2 基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めることとした。
 - 3 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないこととした。

4 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとした。

5 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。こととした。

6 基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、これを処分することができることとした。

7 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定めることとした。

8 この条例は、公布の日から施行することとした。

○ **山梨県物流基盤の強化に関する条例** (条例第四十二号) (産業政策課)

1 この条例は、本県における物資の流通の基盤(以下「物流基盤」という。)の強化に関し、基本理念を定め、及び県等の責務を明らかにするとともに、物流基盤の強化に関する施策の基本となる事項を定めることにより、県民生活の安定向上及び地域経済の健全な発展に寄与することを目的とする。こととした。

2 県、市町村及び物流関連事業者等の責務について定めることとした。

3 県民の物流基盤の強化の重要性についての理解と県が実施する物流基盤の強化に関する施策への協力について定めることとした。

4 物流基盤の強化を図るため、次に掲げる施策を講ずることとした。

(一) 再配達の削減を図るための施策

(二) 貨物自動車運送事業を営む者が実施する人材の確保及び貨物自動車運送事業に従事する者の労働環境の改善を支援するための施策

(三) 県内に営業所又は事務所を有する物流関連事業者が提供するサービスの利用を促進するための施策

(四) (一)から(三)までに掲げるもののほか、物流基盤の強化に関する必要な施策

5 物流基盤の強化の推進に関する体制等について定めることとした。

6 この条例は、公布の日から施行することとした。

○ **山梨県職員の定年等に関する条例及び山梨県県費負担教職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例** (条例第四十三号) (人事課)

1 人事管理上の必要性に鑑み、管理監督職務上限年齢制の対象となる管理監督職から除かれる職に「人事管理上の必要性に鑑み、当該職員の退職の日に限り臨時的に置かれる職」を追加することとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

○ 山梨県安心こども基金条例の一部を改正する条例（条例第四十四号）（子育て政策課）

- 1 子育て支援対策臨時特例交付金に基づく基金事業の延長に鑑み、条例の失効期日（令和七年三月三十一日）を令和十二年三月三十一日に改めることとした。
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 山梨県税条例及び合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第四十五号）（税務課）

- 1 地方税法等の一部改正に伴い、次の改正を行うこととした。
 - (一) 山梨県税条例の一部改正
 - (1) 法人事業税の外形標準課税の適用対象法人の見直し
 - イ 前事業年度に外形標準課税の対象であった法人であつて、資本金一億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が十億円を超えるものを、外形標準課税の対象とする。
 - ロ 資本金と資本剰余金の合計額が五十億円を超える法人等の百パーセント子法人等のうち、資本金一億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が二億円を超えるものを、外形標準課税の対象とする。
 - ハ 産業競争力強化法の認定特別事業再編に基づくM&Aにより百パーセント子会社になった法人について、五年間、外形標準課税の対象外とする。
 - (2) 令和六年限りの措置として所得税において住宅ローン控除の拡充を行い、所得税額から控除しきれない額の五分の二に相当する金額を個人県民税から控除する。
 - (3) 軽油引取税の課税免除の特例の適用対象となる船舶からレクリエーション用の船舶（業として行うものを除く。）を除外する。
 - (4) 公益信託制度改革に伴い、個人県民税等において所要の改正を行う。
 - (二) 合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部改正
 - 自動車税（種別割）の合衆国軍隊の構成員等に係る徴収の方法について、現行の証紙現物による方法に加え、普通徴収による方法及び納税済印をもって証紙に代える方法を追加する。
- 2 この条例は、令和七年四月一日から施行することとした。ただし、1(一)(2)については同年一月一日から、1(一)(1)口及びハについては令和八年四月一日から、1(一)(4)については公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年の一月一日等から施行することとした。

○ 山梨県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例（条例第四十六号）（税務課）

- 1 地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令の一部改正に鑑み、課税免除又は不均一課税の対象となる施設の要件について次の改正を行うこととした。
 - (一) 特定業務施設整備計画の認定期限を令和八年三月三十一日まで延長する。
 - (二) 対象となる施設に特定業務児童福祉施設のうち特定業務施設の 신설に併せて整備されるものを加える。
- 2 この条例は、公布の日から施行し、1(一)については、令和六年四月一日から適用することとした。

○ 山梨県認定こども園の認定に係る要件を定める条例等の一部を改正する条例（条例第四十七号）（子育て政策課）

- 1 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、次に掲げる条例において、施設に配置する職員の数に関する基準について見直しを行うこととした。
 - (一) 山梨県認定こども園の認定に係る要件を定める条例
 - (二) 山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例
 - (三) 山梨県幼保連携型認定こども園に関する基準を定める条例
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

○ 山梨県旅館業法施行条例及び山梨県公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例（条例第四十八号）（衛生業務課）

- 1 最近の社会情勢の変化に鑑み、次の改正を行うこととした。
 - (一) 山梨県旅館業法施行条例の一部改正
 - 旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準の見直し
 - サウナ及び岩盤浴等について、知事が善良の風俗を害するようなものではないと認めたものにあつては、浴室の内部が外部から容易に見えない構造に関する基準を適用しないことができる。
 - (二) 山梨県公衆浴場法施行条例の一部改正
 - (1) 個室を設けない特殊浴場のうち、サウナ及び岩盤浴等について、知事が公衆衛生上及び風紀上特に支障がないと認めるときは、流し場を除く浴室の屋外から見通しのできない区画に関する措置の基準を適用しないことができる。
 - (2) 一般浴場を営む者が講じなければならない措置の基準について、飲料水供給設備等に関して代替措置をとることができる。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

○ 山梨県営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例（条例第四十九号）（住宅対策室）

1 子育て世帯等が子どもを生み、育てやすい住宅を供給する等のため、次の改正を行うこととした。

(一) 入居者資格の緩和

子育て世帯及び若年夫婦等世帯の入居収入基準を緩和する。

(二) 入居者資格の拡大

県内に住所を有する者の単身での入居を可能とする。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

○ 山梨県ゴルフ場等造成事業の適正化に関する条例の一部を改正する条例（条例第五十号）（森林整備課）

1 県土の強靱化及び高付加価値化を推進するため、次の改正を行うこととした。

(一) 樹林地等の設計の基準の見直し

森林法第十条の二で定める開発行為の許可の設計の基準と同程度のものとする。

(二) 擁壁の設計の基準の見直し

宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第十七条で定める国土交通大臣認定擁壁による施工を追加する。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

○ 山梨県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（条例第五十一号）（企業局総務課）

1 最近の社会情勢の変化に鑑み、電気事業の規模を表す指標から常時出力を削除することとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

○ 山梨県学校職員給与条例の一部を改正する条例（条例第五十二号）（教育庁福利給与課）

1 災害出動手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる教育職員に対する特殊勤務手当の支給を可能とするため、災害出動手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める教育職員には、特殊勤務手当を支給することができることとした。

2 この条例は、公布の日から施行し、令和六年一月一日から適用することとした。

条 例

やまなし人材定着奨学金返還支援基金条例をここに公布する。

令和六年七月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第四十一号

やまなし人材定着奨学金返還支援基金条例

(設置)

第一条 若者の県内における就業を促進し、県内への定着を図ることにより、本県の産業を担う人材を継続的かつ安定的に確保するとともに、人口減少危機対策の一層の充実を図るため、やまなし人材定着奨学金返還支援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

(保管)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(繰替運用)

第四条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第五条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

(処分)

第六条 基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、これを処分することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県物流基盤の強化に関する条例をここに公布する。

令和六年七月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第四十二号

山梨県物流基盤の強化に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、本県における物資の流通の基盤（以下「物流基盤」という。）の強化に関し、基本理念を定め、及び県等の責務を明らかにするとともに、物流基盤の強化に関する施策の基本となる事項を定めることにより、本県の県民生活の安定向上及び地域経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 物流基盤の強化は、物資の円滑な流通が本県の県民生活の安定向上及び地域経済の健全な発展を図るために欠くことのできないものであることに鑑み、将来にわたって、その機能が十分に発揮されることが重要であるという基本的認識の下に行われなければならない。

(県の責務)

第三条 県は、前条に定める基本理念（次条から第六条までにおいて「基本理念」という。）にのっとり、物流基盤の強化に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、市町村が物流基盤の強化に関する施策を策定し、及び実施しようとするときは、情報の提供、助言その他の必要な協力を行うものとする。

3 県は、物流基盤の強化に関する施策を実施するに当たっては、物流関連事業者等（物流関連事業者（輸送、保管その他の物資の流通に係る業務を担う事業者をいう。以下この項及び第七条第三号において同じ。）及び当該物流関連事業者が提供するサービスを利用する事業者をいう。第五条において同じ。）及び県民の理解及び協力を得るよう努めるものとする。

(市町村の責務)

第四条 市町村は、基本理念にのっとり、その市町村の区域の実情に応じた物流基盤の強化に関する施策を推進するよう努めるものとする。

(物流関連事業者等の責務)

第五条 物流関連事業者等は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たり、物流基盤の強化に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、県が実施する物流基盤の強化に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県民の理解と協力)

第六条 県民は、基本理念にのっとり、物流基盤の強化の重要性について理解を深めるとともに、県が実施する物流基盤の強化に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(基本的施策)

第七条 県は、物流基盤の強化を図るため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

一 再配達（荷受人の不在その他の事由により配達することができなかった物品を再度配達することをいう。）の削減を図るための施策

二 貨物自動車運送事業（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第一項に規定する貨物自動車運送事業をいう。以下この号において同じ。）を営む者が実施する人材の確保及び貨物自動車運送事業に従事する者の労働環境の改善を支援するための施策

三 県内に営業所又は事務所を有する物流関連事業者が提供するサービスの利用を促進するための施策

四 前各号に掲げるもののほか、物流基盤の強化に関する必要な施策（推進体制の整備）

第八条 県は、物流基盤の強化に関する施策を推進するために必要な体制を整備するよう努めるものとする。

(調査研究)

第九条 県は、物流基盤の強化に関する施策を効果的に実施するため、物流基盤の強化に関する情報の収集、分析等の必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

第十条 県は、物流基盤の強化に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県職員の定年等に関する条例及び山梨県費負担教職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年七月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第四十三号

山梨県職員の定年等に関する条例及び山梨県費負担教職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

(山梨県職員の定年等に関する条例の一部改正)

第一条 山梨県職員の定年等に関する条例（昭和五十九年山梨県条例第七号）の一部を次のように改正する。

第六条中「占める職」の下に「並びに人事管理上の必要性に鑑み、当該職員の退職の日限り臨時的に置かれる職」を加える。

(山梨県費負担教職員の定年等に関する条例の一部改正)

第二条 山梨県費負担教職員の定年等に関する条例（昭和五十九年山梨県条例第八号）の一部を次のように改正する。

第六条中「次に掲げる職」の下に「（人事管理上の必要性に鑑み、当該県費負担教職員の退職の日に限り臨時的に置かれる職を除く。）」を加え、同条第一号中「職員」を「県費負担教職員の」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県安心こども基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年七月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第四十四号

山梨県安心こども基金条例の一部を改正する条例

山梨県安心こども基金条例（平成二十一年山梨県条例第二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「令和七年三月三十一日」を「令和十二年三月三十一日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県条例及び合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年七月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第四十五号

山梨県条例及び合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例

（山梨県条例の一部改正）

第一条 山梨県条例（昭和三十六年山梨県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第二十二條の二第一項第三号中「及び第三号に掲げる寄附金（同条第三項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）並びに」を「から第四号までに掲げる寄附金及び」に改め、同号口中「公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第二條第一項」を「公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）第六條」に、「又は教育委員会の許可を受けた同法第一条」を「の認可を受けた同法第二条第一項

第一号」に、「金銭」を「当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金」に改める。

第二十八條に次の一項を加える。

4 第一項の規定により市町村に対して交付すべき額を交付した後において、その交付した額の算定に錯誤があつたため、交付した額を増加し、又は減少する必要がある場合には、当該錯誤に係る額を、当該錯誤を発見した日以後に到来する交付時期において交付すべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。

第三十四條第一項第一号口中「並びにこれらの法人」を「（以下この口において「所得等課税法人」という。）並びに所得等課税法人」に改め、「有しないもの」の下に「（所得等課税法人以外の法人のうち次に掲げる法人に該当するものを除く。）」を加え、同号口に次のように加える。

(1) 特定法人（払込資本の額（法人が株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員その他法人の出資者から出資を受けた金額として政令で定める金額をいう。以下この(1)及び(2)において同じ。）が五十億円を超える法人（口に掲げる法人を除く。）及び保険業法に規定する相互会社（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）をいう。以下この(1)及び(2)において同じ。）との間に当該特定法人による完全支配関係（法人税法第二條第十二号の七の六に規定する完全支配関係をいう。以下この(1)及び(2)において同じ。）がある法人のうち払込資本の額（地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四号）の公布の日以後に当該特定法人との間に完全支配関係（当該法人以外の特定法人による完全支配関係に限る。）がある場合その他政令で定める場合において、当該法人が剰余金の配当（払込資本の額のうち政令で定める額の減少に伴うものに限る。以下この(1)及び(2)において同じ。）又は出資の払戻しをしたときは、当該剰余金の配当又は出資の払戻しにより減少した払込資本の額を加算した額）が二億円を超えるもの
(2) 法人との間に完全支配関係がある全ての特定法人が有する株式及び出資の全部を当該全ての特定法人のうちいずれか一のものが有するものとみなした場合において当該いずれか一のものと当該法人との間に当該いずれか一のものによる完全支配関係があることとなるときの当該法人のうち払込資本の額（地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四号）の公布の日以後に、特定親法人（当該事業年度において当該法人と他の法人との間に当該他の法人による完全支配関係がある場合における当該他の法人をいう。以下この(2)において同じ。）と当該法人との間に当該特定親法人による完全支配関係があり、かつ、当該法人との間に完全支配関係がある全ての特定法人が有

する株式及び出資の全部を当該全ての特定法人のうちいずれか一のものがあるものとみなした場合において当該いずれか一のものと同該法人との間に当該いずれか一のものによる完全支配関係があることとなるときその他政令で定める場合に、当該法人が剰余金の配当又は出資の払戻しをしたときは、当該剰余金の配当又は出資の払戻しにより減少した払込資本の額を加算した額が二億円を超えるもの(1)に掲げる法人を除く。)

第三十七条の二第二項中「第二十一条の七」を「第二十一条の八」に改める。

第四十六条の四第一項中「法人課税信託」を「法人課税信託等」に改める。

附則第三条の三を削る。

附則第六条の二第二項第一号中「第十九項」を「第二十一項」に改め、同条第三項中「同条第十四項」を「同条第十六項」に改める。

附則第十二条の十三第一項第一号中「の使用者」を「(政令附則第十条の二の二第一項に規定するものを除く。）」の使用者」に改め、同条第二項中「附則第十条の二の二第七項」を「附則第十条の二の二第八項」に改め、同条第三項中「附則第十条の二の二第九項」を「附則第十条の二の二第十項」に改める。

附則第十二条の十五を次のように改める。

第十二条の十五 削除

附則第十二条の十五の二の次に次の二条を加える。

(事業税の納税義務者等の特例)

第十二条の十五の三 第三十四条第一項の規定の適用については、当分の間、同項第一号ロ中「一億円以下のも」とあるのは、「一億円以下のも(前事業年度の事業税についてイに掲げる法人に該当したものであつて、払込資本の額(法人が株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員その他法人の出資者から出資を受けた金額として政令で定める金額をいう。))が十億円を超えるものを除く。）」とする。

第十二条の十五の四 新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律(令和六年法律第四十五号)の施行の日から令和九年三月三十一日までの間に産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第二十四条の二第一項に規定する特別事業再編計画(以下この条において「特別事業再編計画」という。))について同条第一項の規定を受けた同法第二十四条の三第一項に規定する認定特別事業再編事業者である法人(以下この条において「認定特別事業再編事業者」という。))が、当該認定に係る特別事業再編計画(同条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの)に従つて行う同法第二十八条第十八項に規定する特別事業再編(生産性の向上及び需要の開拓に特に資するも

のとして総務大臣が定める基準に適合するものに限る。以下この条において「特別事業再編」という。))のための措置(同条第十八項第三号、第四号及び第六号に掲げる措置に限る。))として他の法人の株式若しくは出資(以下この条において「株式等」という。))の取得をし、又は他の法人の株式を譲り受け、これをその取得又は譲受けの日(以下この条において「取得等の日」という。))以後引き続き有しており、かつ、取得等の日以後継続して当該他の法人との間に完全支配関係(法人税法第二十条第二号の七の六に規定する完全支配関係をいう。以下この条において同じ。))がある場合(その取得又は譲受けに係る対価の額が百億円を超える金額又は一億円に満たない金額である場合を除く。))において、当該他の法人(以下この条において「対象法人」という。))及び当該認定特別事業再編事業者が産業競争力強化法第二十四条の二第二項の認定の申請の日前五年以内に他の法人の株式等の取得をし、又は他の法人の株式を譲り受け、これをその取得又は譲受けの日以後引き続き有しており、かつ、同日以後継続して当該他の法人との間に完全支配関係がある場合における当該他の法人(当該他の法人が当該特別事業再編のための措置を行う場合における当該他の法人のうち府令で定めるものに限る。以下この条において「五年以内株式等取得等法人」という。))の行う事業に対する第三十四条第一項の規定の適用については、対象法人又は五年以内株式等取得等法人の取得等の日を含む事業年度から当該取得等の日以後五年を経過する日を含む事業年度(同法第二十四条の三第二項又は第三項の規定により同法第二十四条の二第二項の認定が取り消された場合には、その取り消された日を含む事業年度の前事業年度)までの各事業年度分の事業税に限り、第三十四条第一項第一号ロ(1)及び(2)中「二億円を超えるもの」とあるのは、「二億円を超えるもの(附則第十二条の十五の四第一項に規定する対象法人及び同項に規定する五年以内株式等取得等法人を除く。))とする。

附則第十二条の十九第一項の表附則第六条の二第二項第一号の項中「第十九項」を「第二十一項」に改め、同条第二項中「第四項まで若しくは第六項から第十項」を「第五項まで若しくは第七項から第十一項」に改め、同項の表附則第六条第一項第一号の項中「第九項」を「第十項」に改める。

(合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部改正)

第二条 合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例(昭和二十七年山梨県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

第二条中「並びに第一百九条第一項及び第三項」を「及び第一百九条」に改め、「より、」の下に「普通徴収又は」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、当該自動車に対する自動車税の種別割は、証紙徴収の方法によつて徴収する。

一 新規登録の申請があつた自動車について山梨県条例第百十九条第二項の規定により課する自動車税の種別割の徴収について、賦課期日後翌年二月末日までの間に納税義務が発生した場合

二 納税義務者の住所又は居所への郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便による送達につき困難な事情があると認められる場合

第三条第一項中「前条」を「前条第一項」に改め、「納税義務者は」の下に、「自動車税の種別割を証紙徴収の方法により払い込む場合には」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、自動車税の種別割を納付する義務が発生することを証する書類（前条第二項第一号に掲げる場合にあつては山梨県条例第百二十条第一項の規定により提出すべき申告書又は報告書）に、証紙の額面金額に相当する金額を証紙代金収納計器で表示させることにより、証紙に代えることができる。

第三条第二項中「購入した証紙に第二号様式の検印を受けたとき」を「次の各号のいずれかに該当する場合」に改め、同項に次の二号を加える。

一 購入した証紙に第二号様式の検印を受けたとき。

二 証紙の額面金額に相当する金額を証紙代金収納計器で表示させたとき。

第三条に次の一項を加える。

3 知事は、前項第二号の規定により納税義務が完了したときは、第一項の納税義務者に対し、納付を受けた自動車税の種別割に係る証明書を交付する。

附則

（施行期日）

第一条 この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中山梨県条例第二十八条第三項の次に一項を加える改正規定 公布の日

二 第一条中山梨県条例附則第六条の二及び第十二条の十九の改正規定 令和七年一月一日

三 第一条中山梨県条例第三十四条の改正規定及び同条例附則第十二条の十五の二の次に二条を加える改正規定（附則第十二条の十五の四を加える部分に限る。）並びに附則第四条の規定 令和八年四月一日

四 第一条中山梨県条例第四十六条の四の改正規定、同条例附則第三条の三を削る改正規定及び同条例附則第十二条の十五の改正規定並びに附則第五条及び第八条の規定 公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）の施行の日

五 第一条中山梨県条例第二十二條の二の改正規定及び次条の規定 前号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の一月一日

（個人の県民税に関する経過措置）

第二条 所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号）附則第三条第一項の規定の適用がある場合における前条第五号に掲げる規定による改正後の山梨県条例第二十二條の二第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第三号中「寄附金及び」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号）附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の所得税法第七十八條第三項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）及び」とする。

（法人の事業税に関する経過措置）

第三条 第一条の規定による改正後の山梨県条例（次項及び附則第六条において「新条例」という。）附則第十二條の十五の三の規定は、この条例の施行の日（以下この条及び附則第六条において「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

2 施行日以後最初に開始する事業年度（以下この項において「最初事業年度」という。）の事業税（地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四号。次条第二項及び附則第五条において「改正法」という。）の公布の日（以下この項において「改正法公布日」という。）を含む事業年度の事業税について第一条の規定による改正前の山梨県条例第三十四條第一項第一号イに掲げる法人に該当したものであって、改正法公布日の前日の現況により資本金の額又は出資金の額が一億円以下であると判定され、かつ、改正法公布日から最初事業年度の開始の日の前日までの間に終了した各事業年度の事業税について同号ロに掲げる法人に該当したものの行う事業に対する事業税を除く。）に係る新条例附則第十二條の十五の三の規定の適用については、同条中「前事業年度」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四号）の公布の日を含む事業年度の開始の日の前日から山梨県条例及び合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例（令和六年山梨県条例第四十五号）附則第三条第二項に規定する最初事業年度の開始の日の前日までの間に終了したいずれかの事業年度分」とする。

第四条 附則第一条第三号に掲げる規定による改正後の山梨県税条例（次項において「八年新条例」という。）第三十四条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び附則第十二条の十五の四の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

2 八年新条例第三十四条第一項第一号ロ（八年新条例附則第十二条の十五の三の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する所得等課税法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下のもの又は同号ロに規定する所得等課税法人以外の法人で資本若しくは出資を有しないもののうち同号ロ(1)又は(2)に掲げる法人に該当するものが行う事業に対する令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税について改正法第三条の規定による改正後の地方税法（以下この項において「八年新法」という。）第七十二条の二十五、第七十二条の二十八又は第七十二条の二十九の規定により申告納付すべき事業税額（以下この項において「令和八年度分基準法人事業税額」という。）が、当該法人が行う事業に対する当該事業年度の事業税について当該法人を同号ロに掲げる法人とみなした場合に八年新法第七十二条の二十五、第七十二条の二十八又は第七十二条の二十九の規定により申告納付すべき事業税額（以下この項において「比較法人事業税額」という。）を超える場合には、当該超える金額の三分の二に相当する金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、令和八年度分基準法人事業税額から控除するものとし、当該法人が行う事業に対する令和九年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税について八年新法第七十二条の二十五、第七十二条の二十八又は第七十二条の二十九の規定により申告納付すべき事業税額（以下この項において「令和九年度分基準法人事業税額」という。）が、比較法人事業税額を超える場合には、当該超える金額の三分の一に相当する金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、令和九年度分基準法人事業税額から控除するものとする。

（地方消費税に関する経過措置）

第五条 附則第一条第四号に掲げる規定による改正後の山梨県税条例第四十六条の四第一項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に効力が生ずる改正法附則第一条第十号に掲げる規定による改正後の地方税法第七十二条の八十第一項ただし書に規定する公益信託（移行認可を受けた信託を含む。）について適用し、同日前に効力が生じた公益信託に関する法律による改正前の公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第

六十二号）第一条に規定する公益信託（移行認可を受けたものを除く。）については、なお従前の例による。

（軽油引取税に関する経過措置）

第六条 新条例附則第十二条の十三第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後の軽油の引取りに対して課すべき軽油引取税について適用し、施行日前の軽油の引取りに対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

第七条 第二条の規定による改正後の合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の規定は、令和七年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和六年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（山梨県税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第八条 山梨県税条例の一部を改正する条例（平成十九年山梨県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「を除く」を「及び公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）附則第四条第一項に規定する移行認可を受けたものを除く」に改める。

山梨県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例ここに公布する。

令和六年七月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第四十六号

山梨県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

第一条中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に、「（次条）を

「及び同号の特定業務児童福祉施設のうち当該特定業務施設の新設に併せて整備されるもの（次条及び第七条第一号）」に、「特定業務施設」を「特定業務施設等」に改める。

第二条中「特定業務施設の」を「特定業務施設等の」に改め、「ものに限る。」の下

に「第七条第一号において同じ。」を加える。

附則

第七条第一号中「特定業務施設」を「特定業務施設等」に改める。

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の山梨県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例(以下「新条例」という。)の規定(新条例第一条に規定する公示日から令和八年三月三十一日までの期間に係る部分に限る。)は、令和六年四月一日から適用する。

(経過措置)

2 新条例の規定(新条例第一条に規定する公示日から令和八年三月三十一日までの期間に係る部分を除く。)は、地域再生法の一部を改正する法律(令和六年法律第十七号)附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日以後に新設され、又は増設される設備について適用し、同日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。

山梨県認定こども園の認定に係る要件を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年七月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第四十七号

山梨県認定こども園の認定に係る要件を定める条例等の一部を改正する条例

(山梨県認定こども園の認定に係る要件を定める条例の一部改正)

第一条 山梨県認定こども園の認定に係る要件を定める条例(平成十八年山梨県条例第六十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項の表満三歳以上満四歳未満の子どもの項中「二〇人」を「一五人」に改め、同表満四歳以上の子どもの項中「三〇人」を「二五人」に改める。

(山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例の一部改正)

第二条 山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例(平成二十四年山梨県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

第四十六条第二項中「二十人」を「十五人」に、「三十人」を「二十五人」に改める。

(山梨県幼保連携型認定こども園に関する基準を定める条例の一部改正)

第三条 山梨県幼保連携型認定こども園に関する基準を定める条例(平成二十六年山梨県条例第六十八号)の一部を次のように改正する。

第五条第三項の表一の項中「三〇人」を「二五人」に改め、同表二の項中「二〇人」を「一五人」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(山梨県認定こども園の認定に係る要件を定める条例の一部改正に伴う経過措置)

2 子どもに対する教育及び保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第一条の規定による改正後の山梨県認定こども園の認定に係る要件を定める条例第三条第二項の規定は、適用しない。

この場合において、第一条の規定による改正前の山梨県認定こども園の認定に係る要件を定める条例第三条第二項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

(山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)

3 保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第二条の規定による改正後の山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例第四十六条第二項の規定は、適用しない。この場合において、第二条の規定による改正前の山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例第四十六条第二項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

(山梨県幼保連携型認定こども園に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)

4 園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第三条の規定による改正後の山梨県幼保連携型認定こども園に関する基準を定める条例第五条第三項の規定は、適用しない。この場合において、第三条の規定による改正前の山梨県幼保連携型認定こども園に関する基準を定める条例第五条第三項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

山梨県旅館業法施行条例及び山梨県公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年七月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第四十八号

山梨県旅館業法施行条例及び山梨県公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

(山梨県旅館業法施行条例の一部改正)

第一条 山梨県旅館業法施行条例(昭和三十三年山梨県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「善良な」を「善良の」に改め、同項第三号中「脱衣場」の

下に「(蒸気若しくは熱気を使用するもの又は蒸気、熱気、温泉等を組み合わせ使用するもので、知事が善良の風俗を害するようなものではないと認めたものにあつては、シャワー室及び脱衣場)」を加える。

第二十条 (山梨県公衆浴場法施行条例の一部改正)

第二条 山梨県公衆浴場法施行条例(昭和四十一年山梨県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「下足だな及びかさ掛け」を「下足棚及び傘掛け」に改め、同項第二号中「見とおし」を「見通し」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 浴場内に衣類及び携帯品を安全に保管することができる戸棚又は箱その他これらに類するものを設けること。

第四条第一項第四号中「見とおし」を「見通し」に改め、同項第五号を次のように改める。

五 脱衣場は、清掃及び消毒を容易に行うことができる構造とし、その床は、耐久性の材料を用いること。

第四条第一項第七号及び第八号中「浴そう」を「浴槽」に改め、同項第十一号中「つける」を「付ける」に、「おおいぶた」を「覆い蓋」に改め、同項第十二号中「上がり場」を「上がり湯」に、「コック」を「コック」に改め、同項第十五号を次のように改める。

十五 入浴者が利用しやすい場所において飲料水を供給することができる体制を整備するとともに、当該場所に飲用に適する旨の表示をすること。

第四条第一項第十六号中「便そう」を「便槽」に改め、同項第十七号中「浴そう」を「浴槽」に改め、同項第十八号中「浴そう」を「浴槽」に、「そのつど」を「その都度」に改め、同項第十九号及び第二十号中「浴そう」を「浴槽」に改める。

第五条第一項中「若しくは温泉」を「温泉」に改め、同項第一号中「第十三号」を「第十二号から第十四号まで」に改め、同項第二号中「浴室」を「流し場」に、「見とおし」を「見通し」に改め、同条第二項第二号中「浴そう又はシャワー」を「浴槽又はシャワー」に改め、同項第三号中「浴そう」を「浴槽」に、「つど」を「都度」に改め、同項第五号中「とびら」を「扉」に改め、同項第六号中「とびら」を「扉」に、「かぎ」を「鍵」に改め、同項第十三号中「さえぎる」を「遮る」に改め、同項第十四号中「点滅スイッチ」を「点滅スイッチ」に、「のスイッチ」を「のスイッチ」に改め、同項第十五号中「マツサージ台」を「マツサージ台」に改め、同項第十六号中「マット類、テレビジョン受像機」を「マット類、テレビジョン受像機」に改める。

附則

(施行期日)
1 この条例は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 第二条の規定による改正後の山梨県公衆浴場法施行条例第四条第一項第五号の規定は、この条例の施行の日以後に脱衣場の建築(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第十三号に規定する建築をいう。)、大規模の修繕(同条第十四号に規定する大規模の修繕をいう。))又は大規模の模様替(同条第十五号に規定する大規模の模様替をいう。)) (以下この項において「建築等」という。))が行われる一般浴場及び個室を設けない特殊浴場について適用し、同日前に脱衣場の建築等が行われた一般浴場及び個室を設けない特殊浴場については、なお従前の例による。

山梨県営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和六年七月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第四十九号

山梨県営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例

山梨県営住宅設置及び管理条例(平成九年山梨県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

第六条中「県外に住所を有する者で規則で定めるもの」を「県営住宅の利用の促進の観点から入居を認める必要がある者として規則で定める者」に改め、同条第一号中「以下」の下に「この号において」を加え、「もの」を「者」に改め、同条第二号中「ホまで」を「へまで」に改め、同号ホ中「ニまで」を「ホまで」に改め、同号中ホをへとし、ニをホとし、ハを削り、同号ロ中「又は十八歳未満」を削り、同号中ロをニとし、イをハとし、その前に次のように加える。

イ 同居者に十八歳未満の者がある場合 二十五万九千円

ロ 同居者が配偶者(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下このロにおいて同じ。))又は配偶者に準ずる者として知事が定める者(以下このロ及び第九条第三項において「配偶者等」という。))のみであつて、入居者又は配偶者等のいずれかが三十九歳以下の者である

場合 二十五万九千円

第七条第二項中「前条第二号ニ」を「前条第二号ホ」に改める。

第九条第三項中「配偶者」を「配偶者等」に改める。

第五十三条中「第六条第二号ニ」を「第六条第二号ホ」に、「ニを」を「ホを」に改める。

附則第九項中「第六条第二号ロ」を「第六条第二号ニ」に、「同号ロ」を「同号ニ」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県ゴルフ場等造成事業の適正化に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年七月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第五十号

山梨県ゴルフ場等造成事業の適正化に関する条例の一部を改正する条例

山梨県ゴルフ場等造成事業の適正化に関する条例（昭和四十八年山梨県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一樹林地等の項第二号中「（次号の樹林地を除く。）」を削り、同項中第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号を第四号とする。

別表第一擁壁の項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 構造材料又は構造方法が前各号の規定によらない擁壁にあつては、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号）第十七条に定める擁壁とする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年七月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第五十一号

山梨県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

山梨県公営企業の設置等に関する条例（昭和四十一年山梨県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表常時出力（キロワット）の欄を削る。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県学校職員給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年七月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第五十二号

山梨県学校職員給与条例の一部を改正する条例

山梨県学校職員給与条例（昭和二十七年山梨県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第十六条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同条中同項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定によるもののほか、山梨県職員給与条例第二十条第一項の規定により同条第二項第十四号の災害出勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める教育職員には、同条第一項の規定に準じて、特殊勤務手当を支給することができる。

附則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の山梨県学校職員給与条例の規定は、令和六年一月一日から適用する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番